

最近の裁判例(福井県教員過労自殺賠償判決)

事案の概要

- ・平成26年4月採用の福井県の新任教諭が同年10月に車内で練炭自殺
- ・4月～9月(8月を除く)所定勤務時間外に月約120時間以上、授業の準備や部活動指導、初任者研修の準備、保護者対応等に從事
- ・平成28年9月に公務災害認定後、平成29年2月に長時間労働による自殺は校長の安全配慮義務違反として、国家賠償法による1億円の損害賠償請求の訴え

福井県地裁判決(令和元年7月10日)

- ・「これらの事務を所定勤務時間外に行うことについて**明示的な勤務命令はない**が、これらの事務を所定勤務時間外に行わざるを得なかったものと認められ、**自主的に従事していたとは言えないから、事実上、本件校長の指揮監督下において行っていた**ものと認めるのが相当である。」
- ・「本件校長は勤務時間及び業務内容を把握した上で、**業務の量を適切に調整するなどの勤務時間を軽減する措置等とすべき義務を怠った**ものと認めるのが相当である」
- ・「業務の過重性に起因する何らかの精神疾患を発症し、これにより自殺に至ったことが認められるところ、**業務の過重性は本件校長の安全配慮義務違反によりもたらされたもの**であるから、同義務違反と死亡との間に相当因果関係が認められる」
- ・県と町に賠償金約6,500万円の支払いを命じる →後日、控訴断念



これまで(最高裁判例)

- ・「超勤4項目」以外の業務は、時間外勤務命令に基づかない**自発的・自主的な残業**

今回の福井県地裁判決

- ・「超勤4項目」以外の業務で**残業していれば、事実上、校長の指揮監督下にある**
→ **校長に安全配慮義務がある。**